

鳥取県告示第 607 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社 代表取締役 霜村 芳照	鳥取市叶110-1	久大建材株式会社ラ イフケア事業部	鳥取市古海693-1	平成18年1月31 日
〃	〃	〃	〃	平成18年5月1 日
株式会社T r u e 代表取締役 北村 久恵	鳥取市商栄町192	訪問介護事業所はあ とふる	鳥取市商栄町192	平成19年3月12 日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木 六丁目10-1	株式会社コムスン湖 山ケアセンター	鳥取市松並町一丁目 228	平成19年4月6 日
株式会社YOU 代表取締役 利根 川 薫	鳥取市吉方温泉四 丁目702	フレンドケアYOU	鳥取市吉方温泉四丁 目703	平成19年5月1 日